企画割引「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））におけるマイレージ割引、深夜割引、平日朝夕割引、休日割引の実施について」

⑴　マイレージ割引

①　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

②　割引率

イ　ポイントの付与

料金の額10円ごとに１ポイントを中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

ロ　ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

③　実施する期間

平成26年４月１日から中日本高速道路株式会社が別に定める日まで。

④　その他

割引相互間の重複適用関係は⑸に定めるとおりとする。

平成26年４月１日から中日本高速道路株式会社が別に定める日まで。

⑵　深夜割引

①　割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に通行する全自動車のうち、ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。）。

②　割引率

割引率は30パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

③　実施する期間

平成26年４月１日から中日本高速道路株式会社が別に定める日まで。

④　その他

割引相互間の重複適用関係は⑸に定めるとおりとする。

⑶　平日朝夕割引

①　割引をする自動車

⑴①に掲げる自動車のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前６時から午前９時までの間又は平日の午後５時から午後８時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（２会社及び宮城県道路公社が適用する平日朝夕割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行するときを除く。

なお、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジ又は中央自動車道長野線の松本インターチェンジと本道路を続けて通行する場合については、本割引の適用回数は１回とする。

②　割引率

料金の額から、カード毎の適用回数の月間累計数（２会社及び宮城県道路公社が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間利用回数」という。）に応じて、料金の額に次表に掲げる率（単位：％）を乗じて算出した額を差し引いた額を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間利用回数が４回以下の場合を除く。

なお、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

月間利用回数	率
５回から９回まで	70
10回以上	50

③　実施する期間

平成26年４月１日から中日本高速道路株式会社が別に定める日まで。

④　その他

割引相互間の重複適用関係は⑸に定めるとおりとする。

⑷　休日割引

①　割引をする自動車

休日及び平成26年４月28日に通行するＥＴＣ車のうち、普通車及び軽自動車等。

②　割引率

割引率は30パーセント（平成26年４月１日から平成26年６月30日までの割引率は50パーセント）とする。

なお、本割引適用後の料金の額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

③　実施する期間

平成26年４月１日から中日本高速道路株式会社が別に定める日まで。

④　その他

割引相互間の重複適用関係は⑸に定めるとおりとする。

⑸　割引相互間の適用関係

⑴から⑷に定める割引とＥＴＣ前納割引または障害者割引の割引相互間の重複適用関係は以下のとおりとする。なお、⑴から⑷に定める割引と回数券割引または乗合型自動車回数券割引については重複して適用されないものとする。